

「琵琶湖リゾートネックレス構想」の見直しについて (案)

「琵琶湖リゾートネックレス構想」とは	1
(1) 策定の経緯	1
(2) 構想の概要	1
「琵琶湖リゾートネックレス構想」の見直し方針	1
(1) 時代の変化	1
(2) 基本方針の変更	2
「琵琶湖リゾートネックレス構想」の評価	2
1. リゾート構想の評価	2
(1) 特定施設の整備状況	2
(2) 特定施設の利用状況	9
(3) 特定施設の売上状況	9
(4) 特定施設の雇用状況	10
(5) 目標の達成状況	10
2. リゾート構想の見直しの方向	11
(1) 関係自治体等の意向	11
(2) 見直しの方向	12
《参考》	
・ 総合保養地域整備法の概要	13
・ 琵琶湖リゾートネックレス構想の概要	14

平成20年11月
滋 賀 県

「琵琶湖リゾートネックレス構想」とは

(1) 策定の経緯

滋賀県では、平成2年12月、総合保養地域整備法（以下、「リゾート法」）第5条に基づく基本構想として、「琵琶湖リゾートネックレス構想」（以下、「リゾート構想」）を策定した。

このリゾート構想は、琵琶湖の四季が織りなす美しい自然や、日本有数の歴史・文化資源とのふれあいを通して、心の安らぎを実感し、様々な人々の交流の舞台となることを目指したものである。

昭和62年に策定した県の長期構想「湖国21世紀ビジョン」では、「ひとの時代・活力創生の郷土づくり」を目指し、交流の舞台をつくる「新・国民休養県構想」を掲げており、その具体化を図る主要プロジェクトの一つとして、このリゾート構想を位置付けた。

(2) 構想の概要

本県では、広く国民に親しまれている琵琶湖を中心に、多様な余暇活動に対応し得る複合的なリゾート拠点を整備するため、自然的・経済的・社会的条件や、民間施設の整備状況や見込み、さらに地域としての一体性等を考慮し、構想の対象となる地域（特定地域）を設定した。

この特定地域は、県下27市町（当時）を対象に、県土の過半となる約17万haに及び、また、特に施設整備を促進するとした地区（重点整備地区）については、県下15市町（当時）が関係し、対象面積は約1万4千ha、重点整備地区内の整備施設（特定施設）数は民間を中心に200を超え、事業費は4千億円近くとなる構想である。

また、基本構想を積極的に推進するため、リゾート法に基づき地方税の不均一課税に伴う措置や政府系金融機関による無利子・低利融資、さらに開発に係る配慮等の支援措置等が講じられるとともに、本県では調査事業に対する補助制度を創設したり、推進組織を設置して個別プロジェクトの調整等を行っている。

「琵琶湖リゾートネックレス構想」の見直し方針

(1) 時代の変化

平成2年にリゾート構想を策定して以来、20年近くにわたって構想の実現に取り組んできたが、この間、社会経済情勢は大きく変化した。

リゾート法では、民間事業者の能力の活用に重点を置いた施設整備を促進することにより、基本構想の実現を目指したが、策定当時のいわゆるバブル経済は崩壊し、その後も経済の長期低迷等により企業の開発意欲が減退した。

また、国民の余暇活動についても、いろいろな観光地を見て回るという周遊視察型の余暇活動や、スキー・ゴルフ・テニス人口が減少した一方で、一箇所に滞在しながら自然体験などの様々な活動をする体験型余暇活動へと、質的な変化が生じている。

本県では、リゾート構想策定後、構想の実現を目指して取り組んできたが、当時と

情勢も大きく変化する中で、20年近く経過した今日に至っても、施設の整備は予定どおりに進んでいないのが実態である。

地域によっては、当初予定の施設整備について今後の具体的な見込みがなく、他の用途へ有効活用を図りたいとする動きもみられる状況である。

(2) 基本方針の変更

国においては、平成16年2月、17年ぶりにリゾート法第4条に基づく基本方針が変更され、各都道府県に対し、基本構想を抜本的に見直しすること等が示されたところである。

この見直しは、適切に政策評価を行い見直しの方向性を検討することを求めるものであり、その結果、特定地域全体として整備の実現性が見込まれない場合には、基本構想を廃止するとされている。

また、リゾート法の目的を実現するため、民間事業者による施設の整備が促進するよう設けられていた税制等の主な支援措置については、既に休廃止されている。

こうしたことから、本県が策定したリゾート構想について、策定の際の基礎調査結果も有効活用しながら進捗状況や成果等から評価を行い、今後リゾート構想をどうするのか、関係市町の意向も踏まえて見直しの方向を検討するものである。

「琵琶湖リゾートネックレス構想」の評価

1. リゾート構想の評価

リゾート構想策定から既に17年が経過し、平成20年4月現在の施設の整備状況等から評価を行う。

なお、この構想については、概ね10年を期間としている。

(1) 特定施設の整備状況

(特定施設とは、下表に掲げる から の施設であって、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動のために必要なもの)

県全体の整備状況

現在、構想に掲載されている施設は247あり、このうち民間施設は208と全体の84.2%を占めている。

整備状況は、供用中が42施設に留まっているほか、計画が4、構想中が201となっており、とりわけ、未だ構想中とされる施設数が8割を超えている。

	策定時 既供用	構想策定後				合計	進捗率
		供用中	整備中	計画中	構想中		
民間施設	7	12		1	69	82	14.6
号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	3	1		2	10	13	7.7
号施設(教養文化施設)	1				9	9	0.0
号施設(休養施設)	1				6	6	0.0
号施設(集会施設)		3			53	56	5.4
号施設(宿泊施設)	1	4			12	16	25.0
号施設(交通施設)	2	3		1	10	14	21.4
号施設(販売施設)		2			10	12	16.7
号施設(熱供給施設等)	15	25		4	179	208	12.0
小計							

その他施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	19	11		6	17	64.7
	号施設(教養文化施設)	5	3		6	9	33.3
	号施設(休養施設)		2		2	4	50.0
	号施設(集会施設)	2					
	号施設(宿泊施設)				4	4	0.0
	号施設(交通施設)	2			1	1	0.0
	号施設(販売施設)				2	2	0.0
	号施設(熱供給施設等)		1		1	2	50.0
	小計	28	17		22	39	43.6
全体	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	26	23	1	75	99	23.2
	号施設(教養文化施設)	8	4	2	16	22	18.2
	号施設(休養施設)	1	2		11	13	15.4
	号施設(集会施設)	3			6	6	
	号施設(宿泊施設)		3		57	60	5.0
	号施設(交通施設)	3	4		13	17	23.5
	号施設(販売施設)	2	3	1	12	16	18.8
	号施設(熱供給施設等)		3		11	14	21.4
	計	43	42	4	201	247	17.0

進捗状況については、全体では供用中が17.0%に留まっており、県および市町等が設置するその他施設が43.6%であるのに対し、民間施設では僅か12.0%となっている。

リゾート法では、民間事業者の能力の活用に重点を置いて整備を促進するとしているが、現状としては、思うように民間事業者の能力活用が図れていないという結果が見られる。

次に、進捗状況を施設の種別に見ると、最も供用中の割合が高いのは6号施設(交通施設)の23.5%、次いで1号施設(スポーツまたはレクリエーション施設)の23.2%となっており、その他2号施設(教養文化施設)、3号施設(休養施設)、7号施設(販売施設)、8号施設(熱供給施設等)が20%前後となっている。

その一方で、4号施設(集会施設)は全く整備されていないほか、5号施設(宿泊施設)も5.0%と殆ど供用されていない。

特にリゾート法が目指した、国民の宿泊施設を利用した滞在型余暇活動については、その潜在的な需要が顕在化せず、施設整備についても進展しなかったという結果が見られる。

次に、整備状況を年度ごとの推移で見ると、近年整備されたのは平成17年度の1施設のみであり、殆どの施設は平成14年度までに整備されている。

民間施設については、国民のニーズの変化と併せて、整備を促進するために設けられていた国の支援措置が既に廃止されていることや、その他施設についても、県や市町の財政状況が悪化したこと等も影響しているものと見られる。

地区毎の整備状況

7つの地区毎に進捗状況を見ると、最も供用中が高いのは「湖西北部地区」の35.9%で、次いで「湖南・中部湖岸地区」、「湖北湖岸地区」、「希望ヶ丘地区」の3地区が20%前後となっている。

その一方で、「瀬田川南部地区」と「信楽高原地区」は最も供用中の割合が低く、僅か2.5%に留まっている。

各地区の進捗状況は、その地域資源の多様性や魅力度、地域の立地特性等も大きな要因と考えられるものの、とかく画一的な整備になりがちな中でも、地域の様々な創意工夫を凝らして余暇活動に対するニーズの変化に則した取組が展開されたか

どうかといったことが影響しているものと思われる。

ア 湖南・中部湖岸地区

琵琶湖博物館や水生植物公園といったその他公的施設は一定整備されたものの、宿泊施設等については全く整備されていない状況であり、今後も事業着手の目途が立っていない。

とりわけ多くが構想に掲載された民間施設は、一定販売施設等の整備が見られるものの、計画中の施設が整備される可能性は低く、その他構想中の施設についても事業着手の目途が立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後				合計	進捗率	
		供用中	整備中	計画中	構想中			
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	1	2		1	15	18	11.1
	号施設(教養文化施設)		1		2	4	7	14.2
	号施設(休養施設)					1	1	0.0
	号施設(宿泊施設)					8	8	0.0
	号施設(交通施設)		2			1	3	25.0
	号施設(販売施設)		2			1	3	66.7
	号施設(熱供給施設等)		1			3	4	25.0
	小計	1	8		3	33	44	18.2
そ の 他 施 設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	3	4			3	7	57.1
	号施設(教養文化施設)		2				2	100
	号施設(休養施設)					1	1	0.0
	号施設(宿泊施設)					2	2	0.0
	号施設(交通施設)					1	1	0.0
	号施設(熱供給施設等)					1	1	0.0
	小計	3	6			8	14	42.9
合計	4	14		3	41	58	24.1	

整備された民間施設：びわ湖鮎家の郷、グリーンプラザからすま 等

その他施設：琵琶湖博物館、水生植物公園 等

イ 湖北湖岸地区

長浜ドームをはじめその他公的施設の整備は100%となっている。

その一方で、民間施設についてはゴルフ場を核とした早崎リゾート計画が中止

となったのをはじめ、構想中の施設については事業着手の目途が立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後					合計	進捗率
		供用中	整備中	計画中	構想中			
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)		1			9	10	10.0
	号施設(休養施設)					1	1	0.0
	号施設(宿泊施設)					3	3	0.0
	号施設(販売施設)	1	1				1	100
	号施設(熱供給施設等)							
	小計	1	2			13	15	13.3
その 他 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	6	2				2	100
	号施設(教養文化施設)	2						
	号施設(集会施設)	1						
	号施設(宿泊施設)							
	号施設(交通施設)	1						
	号施設(販売施設)							
小計	10	2				2	100	
合計	11	4			13	17	23.5	

整備された民間施設：黒壁ガラス鑑賞館、産直びわ「みずべの里」等
 その他施設：長浜ドーム、曳山博物館等

ウ 湖西北部地区

7地区の中で最も進捗状況が高く、特に宿泊施設については県下で唯一整備されているなど、全県的に整備が低調な中であっても、様々な創意や工夫により交流の舞台となる地域づくりが展開されるなど、一定の成果が認められる地区である。

とりわけ民間施設については、スポーツまたはレクリエーション施設の整備をはじめ全般的に進捗状況が高いものの、構想中の施設については事業着手の目途が立っていない。

その他施設ではオートキャンプ場が整備されたが、構想中の施設については事業着手の目途が立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後					合計	進捗率
		供用中	整備中	計画中	構想中			
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	3	7			7	14	50.0
	号施設(集会施設)					2	2	0.0
	号施設(宿泊施設)		3			7	10	30.0
	号施設(交通施設)		2			1	3	66.7
	号施設(販売施設)					2	2	0.0
	号施設(熱供給施設等)		1				1	100
	小計	3	13			19	32	40.6
その 他 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	2	1			2	3	33.3
	号施設(教養文化施設)	1				2	2	0.0
	号施設(休養施設)							
	号施設(集会施設)							
	号施設(宿泊施設)					2	2	0.0
	号施設(交通施設)	1						
小計	4	1			6	7	14.3	
合計	7	14			25	39	35.9	

整備された民間施設：マキノピックランド、奥琵琶湖マキノプリンスホテル等
 その他施設：マキノスキー場体育館、マキノ浜オートキャンプ場等

エ 湖西南部地区

体験学習施設等のその他公的施設については、すべて整備されている。

その一方で、特定民間施設については構想に多くの施設が掲載されたが、まったく整備が進んでおらず、今後も事業着手の目途が立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後					合計	進捗率
		供用中	整備中	計画中	構想中			
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	1				10	10	0.0
	号施設(教養文化施設)					1	1	0.0
	号施設(休養施設)					2	2	0.0
	号施設(集会施設)					2	2	0.0
	号施設(宿泊施設)					7	7	0.0
	号施設(交通施設)	1						
	号施設(販売施設)					2	2	0.0
小計	2				24	24	0.0	
その 他 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	7	1				1	100
	号施設(教養文化施設)		1				1	100
	号施設(休養施設)		1				1	100
	号施設(集会施設)							
	号施設(宿泊施設)							
	号施設(交通施設)							
小計	7	3					100	
合計	9	3			24	27	11.1	

整備されたその他施設：げんき村体験学習施設、近江舞子内湖休憩施設 等

オ 瀬田川南部地区

構想に多くの施設が掲載されたが、事業主体の第三セクターが解散するなど、その他公的施設のサイクリングターミナル(案内所)を除き、全く整備が進んでいない。

今後についても、事業着手の目途は立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後					合計	進捗率
		供用中	整備中	計画中	構想中			
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)					14	14	0.0
	号施設(教養文化施設)	2				3	3	0.0
	号施設(休養施設)	1				4	4	0.0
	号施設(集会施設)	1						
	号施設(宿泊施設)					9	9	0.0
	号施設(交通施設)					3	3	
	号施設(販売施設)	1				2	2	0.0
	号施設(熱供給施設等)					4	4	
小計	5				39	39	0.0	
その 他 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)							
	号施設(教養文化施設)							
	号施設(休養施設)							
	号施設(集会施設)							
	号施設(宿泊施設)							
	号施設(交通施設)							
	号施設(熱供給施設等)		1				1	100
小計		1				1	100	
合計	5	1			39	40	2.5	

整備されたその他施設：サイクリングターミナル

カ 信楽高原地区

構想に多くの施設が掲載されたが、その他公的施設の休憩展望施設を除き、全

く整備が進んでいない。

今後についても、事業着手の目途は立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後						
		供用中	整備中	計画中	構想中	合計	進捗率	
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	1				10	10	0.0
	号施設(教養文化施設)	1				1	1	0.0
	号施設(休養施設)					1	1	0.0
	号施設(集会施設)					1	1	0.0
	号施設(宿泊施設)					12	12	0.0
	号施設(交通施設)					5	5	0.0
	号施設(販売施設)					2	2	0.0
	号施設(熱供給施設等)					2	2	0.0
	小計	2				34	34	0.0
その 他 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)					1	1	0.0
	号施設(教養文化施設)	1				2	2	0.0
	号施設(休養施設)		1				1	100
	号施設(集会施設)	1						
	号施設(宿泊施設)							
	号施設(販売施設)					2	2	0.0
	小計	2	1			5	6	16.7
合計	4	1			39	40	2.5	

整備されたその他施設：愛宕山公園休憩展望施設

キ 希望が丘地区

近江富士花緑公園や竜王町総合運動公園などその他公的施設は整備されたものの、構想中の施設については、事業着手の目途が立っていない。

また、多くの施設が構想に掲載された民間施設では、竜王町で観光農園等の整備がされ、ショッピングモールについても今後整備を進めることになっているが、その他の構想中の施設については、事業着手の目途が立っていない。

	策定時 既供用	構想策定後						
		供用中	整備中	計画中	構想中	合計	進捗率	
民間 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	1	2			4	6	33.3
	号施設(教養文化施設)					1	1	0.0
	号施設(休養施設)							
	号施設(集会施設)					1	1	0.0
	号施設(宿泊施設)					7	7	0.0
	号施設(交通施設)					2	2	0.0
	号施設(販売施設)				1	1	2	0.0
	号施設(熱供給施設等)					1	1	0.0
	小計	1	2		1	17	20	10.0
その 他 施設	号施設(スポーツ又はレクリエーション施設)	1	3				3	100
	号施設(教養文化施設)	1				2	2	0.0
	号施設(休養施設)					1	1	0.0
	号施設(集会施設)							
	号施設(宿泊施設)							
	号施設(交通施設)							
	号施設(販売施設)							
	号施設(熱供給施設等)							
小計	2	3			3	6	50.0	
合計	3	5		1	20	26	19.2	

整備された民間施設：アグリパーク竜王

その他施設：近江富士花緑公園、竜王町総合運動公園

(2) 特定施設の利用状況

平成 19 年度の利用者数は、809 万 4 千人である。

年度毎の利用者数をみると、平成 16 年度に最高となる 900 万人を超え、平成 18 年度に 900 万人近くに達した他は、総じて大きな変動が見られず 700 万人台から 800 万人台へと緩やかな上昇傾向で推移している。

また、このうち構想策定後に整備された施設における平成 19 年度の利用者数は、496 万 7 千人となっている。

さらに、このうち民間施設の利用者数は 360 万 6 千人となっており、構想策定時に見込んだ 10 年後の利用者数と比較すると 19.2% に留まっているものの、民間施設の進捗状況が 12.0% であることからすれば、利用者が約 2 割に留まっていることも妥当な結果と思われる。

	利用者数(千人)	実績 / 当初見込
民間施設の構想策定10年後の利用者数(見込)	18,740	-
民間施設の平成19年度の利用者数(実績)	3,606	19.2%

(3) 特定施設の売上状況

平成 19 年度の売上額は 54 億 8 千万円であり、また、施設における地域産品の利用額は 4 億 9 百万円となっている。

年度毎の売上額をみると、平成 9 年度には 60 億円を超えたが、平成 14 年度には 50 億円を割るなど、数年周期の大きな変動が見られる中で、現在は若干の減少傾向となっている。

なお、利用者数と売上額の推移に明らかな相関関係は見られないが、利用者数がやや上向いているにも関わらず、売上額が減少傾向にあることから、大勢としては利用者当たりの売上額は減少しているものと思われる。

(4) 特定施設の雇用状況

平成19年度の雇用者数は、1,085人である。

年度毎に雇用者数をみると、平成9年度までは1,300人以上あったものが、それ以降は1,000人から1,100人前後で推移しており、大きな変動は見られない。

ただし、平成10年度以降も施設が整備されているにも関わらず、雇用者数は増加していないことから、近年の厳しい経営環境のもとで、施設整備が直接雇用者数の増加に繋がっていないと思われる。

また、このうち構想策定後に整備された施設における平成19年度の雇用者数は、646人となっている。

さらに、このうち民間施設の雇用者数は553人となっており、構想策定時に見込んだ10年後の雇用者数と比較すると6.1%に留まっており、民間施設の整備状況が12.0%であることからしても、施設整備による雇用効果は低いと考えられる。

	雇用者数(人)	実績 / 当初見込
民間施設の構想策定10年後の雇用者数(見込)	9,100	-
民間施設の平成19年度の雇用者数(実績)	553	6.1%

(5) 目標の達成状況

リゾート構想の目標は、次の3点である。

琵琶湖を中心とした親水性レクリエーション基地として、親近感のある新たな水辺空間の形成

琵琶湖を中心としてネックレス状に配置したリゾート地を形成し、人々のライフスタイルに合わせ、四季を通じて気軽に楽しめる第2の生活空間の創出
 人と人、自然とのかかわりを再生しながら魅力的な交流舞台の形成による地域の活性化を図り、さらに多くの人々が休養と交流を求めて訪れる不断の地域づくり

琵琶湖周辺の湖南・中部湖岸地区や湖西北部地区では、主としてその他公的施設の整備が進んだことにより、親水性のレクリエーション基地としての新たな水辺空間の形成が図られている。

また、湖北湖岸地区や湖西北部地区では、近年のエコツーリズムやグリーンツーリズムといった体験型の余暇活動への関心の高まりに対応して、地域の特色ある資源を活かした地域密着型の取組が展開され、魅力的な交流舞台が形成されたことにより施設の利用者数や売上額、雇用者数を押し上げるなど、地域の活性化や地域づくりに一定の成果を上げてきている。

その一方で、バブル経済の崩壊や施設整備を促進するための支援措置が廃止されたことなどから民間事業者の開発意欲が減退し、民間施設の進捗状況が12%に留まるなど、琵琶湖を中心とするネックレス状のリゾート地を形成し、多様な生活空間を創出するまでには至っていない現状である。

2. リゾート構想の見直しの方向

(1) 関係自治体等の意向

リゾート構想については、当時の県の長期構想を具現化する戦略プロジェクトとして、県、市町、それに民間事業者が連携・協力して取り組んできた経緯を踏まえ、その見直しに際しては、関係する市町や事業主体の意向を把握することとして、平成19年5月に調査を行うとともに必要に応じてヒアリングを実施した。

なお、民間の事業主体の意向については、関係市町を通じて確認を行っている。

今後の施設の整備予定

構想に掲載された施設の整備見通しでは、未だ計画中または構想中としている施設の大半について、今後も整備する予定がないとしている。

また、計画中の施設の中には、具体的に整備を進める意向のものもあるが、今後の整備に際して、リゾート構想による位置付けを必要とするものはない。

整備予定	市町数	備 考
無	10	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市、高島市、湖北町 (草津市は、平成19年の調査では民間施設の整備予定有としていたが、平成20年に民間による施設整備を行わないことを確定 長浜市では、早崎リゾート計画に代えて、早崎内湖再生協議会等による整備を構想中 守山市では、簡保レクセンター計画に代えて、民間による整備予定有)
有	1	竜王町 (民間によるショッピングモールの整備計画が進行中)

見直しに対する意見

こうした平成19年5月に実施した調査による市町の意向等を踏まえ、平成20年7月には構想の見直しの方向として、仮に構想を廃止するとした場合に差し支えがあるかどうかを照会した。

その結果、構想を廃止しても差し障りがあると回答した市町はなかった。

(2) 見直しの方向

リゾート構想については、今後、具体的に整備を予定する施設があることから、引き続き取り組んでいくことも一つの選択肢である。

ただし、こうした場合には、国の基本方針の変更で通知されているとおり、特定施設については整備が確実に見込めるものに限定することをはじめ、改めて構想の目標や期限を明確に設定するとともに、その実現に向けて、人材育成等のソフト面の一層の充実や都市等との地域間交流の促進を図るなど、現在の構想を抜本的に見直しすることとなる。

しかしながら、施設整備については、リゾート法において民間事業者の能力の活用に重点を置くことを基本としており、構想により施設整備が一定促進されたものの、現在その進捗状況は2割弱に留まっており、今後についても、既に国による主な支援措置が廃止され大幅な進捗が見込めないなど、今回の評価で明らかとなった本県の現状からすると、現在の構想を見直したとしても、所期の目標を達成することは困難である。

国の基本方針の変更においては、適切に政策評価を行い見直しの方向性を検討した結果、「特定地域全体として整備の実現性が見込まれない場合には、基本構想を廃止する。」とされており、こうした国の方針に基づき、県の基本構想である「琵琶湖リゾートネックレス構想」について、廃止とすることが適当と考えられる。

《以下参考》

・総合保養地域整備法の概要

昭和62年6月9日に公布、施行された総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号、以下「リゾート法」という。）の主な内容は以下のとおりである。

（1）目的（法第1条）

国民が余暇等を利用して滞在しつつ行う多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、以下を目的としている。

ゆとりある国民生活のための利便の増進
当該地域及びその周辺の地域の振興
国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展

（2）対象地域（法第3条）

- ・ 良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設の総合的な整備を行うことができる相当規模の地域
- ・ 自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域
- ・ 特定施設の用に供する土地の確保が容易な地域
- ・ 産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域以外の地域
- ・ 特定民間施設の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件からみて相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域

（3）基本方針の作成（法第4条）

- ・ 主務大臣は基本構想の指針となるべき「基本方針」を定める。
- ・ 基本方針においては、整備に関する基本的な事項、整備を行おうとする地域の設定に関する事項、特定施設の設置に関する事項、公共施設の整備に関する事項について定める。

（4）基本構想の策定（法第5条）

- ・ 都道府県は基本方針に基づき、特定地域について基本構想を作成し、主務大臣の同意を申請することができる。
- ・ 基本構想においては、以下について定める。

対象地域
整備の方針
重点整備地区の区域及び区域ごとの整備の方針
重点整備地区において整備される特定施設に関する事項
公共施設の整備の方針に関する事項
整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項
特定施設及び公共施設の整備に必要な土地の確保に関連した農用地の整備に関する事項
自然環境の保全との調和・農林漁業の健全な発展との調和・居住機能との調和

・観光業の健全な発展・地価の安定などの配慮すべき事項

(5) 主な支援措置

県が基本構想を策定した時点の主な支援措置は次のとおりである。

なお、の税制特例措置をはじめ、とりわけ民間事業者の整備を促進するの支援措置については、現在、休廃止されている。

税制特例措置

ア) 国税(法人税・所得税の特別償却)

イ) 地方税(特別土地保有税の非課税、事業所税の資産割の軽減)

地方税の不均一課税に伴う措置

地方公共団体が一定の特定民間施設に対し不動産取得税および固定資産税の不均一課税を行った場合には、その減収額の一定部分を地方交付税により補填

政府系金融機関による無利子・低利融資等

地方債の特例措置(助成に要する経費を地方債の対象経費とする)

公共施設の整備(道路・下水道等の公共施設の整備促進)

国等の援助(民間事業者に対する助言、指導その他の援助)

農地法等による処分についての配慮

国有林野の活用についての配慮

港湾に係る水域の利用についての配慮

<参考> 県独自支援策

事業推進策として、ソフト・ハードに係る調査の県単補助制度を創設し、市町や協議会の取組を支援(現在は廃止)

(6) 基本方針の変更

平成16年2月に変更された国の基本方針では、今後の整備の進め方として、現行の基本構想について、廃止を含め抜本的に見直すこととされ、適切に政策評価を行い見直しの方向性を検討した結果、特定地域全体として整備の実現性が見込まれない場合には、基本構想は廃止するとしている。

なお、現行の基本構想を引き続き継続する場合には、着実な進行管理や、チェック機能の強化、さらにソフト面の一層の充実と地域間交流の促進を求めている。

(7) 全国の状況

これまでに、全国で42件の基本構想が策定され承認された。

しかし、国の基本方針の変更等により、平成17年度には愛媛県、高知県、岩手県および埼玉県の4県が、また、平成19年度には島根県、香川県、広島県および沖縄県の4県が、国の同意を得て基本構想を廃止している。

琵琶湖リゾートネックレス構想(滋賀県基本構想)の概要

滋賀県が、平成2年12月にリゾート法第5条に基づく基本構想として策定し、国の承認を受けた「琵琶湖リゾートネックレス構想」(以下、「リゾート構想」)の概要については、以下のとおりである。

(1) 特定地域の設定

特定地域は、リゾート開発のポテンシャルが高いと見込まれる琵琶湖の湖岸域およびこれら地域と関係が深い山岳・丘陵部を含む約17万haの区域で、県下27市町(合併後18市町)で構成されている。

(2) 整備の意義・理念

基本構想は、リゾート需要に応える整備を通じて、以下を実現しようとするものである。

農林水産業をはじめとする地域の諸産業の振興を図りながら地域を活性化

人と自然との共存をはじめ、国際化や高齢化への対応を加味しながら、人と人との交流が気軽に深められる快適な第2の生活空間の創造

このことは、当時、本県が推進していた新・国民休養県構想の理念に沿うものであり、県は、豊かな自然と歴史文化を有する滋賀にとっての戦略的なプロジェクトに位置付け、以下の目標を掲げた。

琵琶湖を中心とした親水性レクリエーション基地として、親近感のある新たな水辺空間の形成

琵琶湖を中心としてネックレス状に配置したリゾート地を形成し、人々のライフスタイルに合わせ、四季を通じて気軽に楽しめる第2の生活空間の創出

人と人、自然とのかかわりを再生しながら魅力的な交流舞台の形成による地域の活性化を図り、さらに多くの人々が休養と交流を求めて訪れる不断の地域づくり

(3) 地域の特色、性格および機能

- ・ 県民はもとより、近畿圏や中部圏を含めた広域圏、さらに国際的視野に立っての人々の需要に応えるふるさと地域
- ・ 環境保全に配慮しつつ、琵琶湖を中心に誰もが気軽に繰り返し利用でき、しかも、ゆとりある滞在生活と心身のリフレッシュが図れる質の良いネックレス状に配置したリゾート地区
- ・ 主な機能としては、以下の5点
 - 琵琶湖を生かしたリゾート
 - 歴史・文化を生かしたリゾート
 - 誰もが気軽に繰り返し利用できるリゾート
 - ふるさと感覚があじわえるリゾート
 - より総合的な利用に応えるリゾート

(4) 整備の進め方

個性ある地域の歴史文化や琵琶湖を抱える自然条件を生かした進め方として、以下の7点を挙げている。

「まちづくり」、「地域づくり」の視点で進める

自然環境や景観に配慮した整備を図る

ネットワークを重視した整備を進める

ソフトの充実と人材の育成に努める

国際化と高齢化に対応した整備を進める

民間活力の導入と公共施設の整備を図る
段階的な整備を図る

(5) 重点整備地区

県下に設定した7重点整備地区の概要は、以下のとおりである。

地区名 / 面積 / 市町名	地域特性 / 整備方針 / 主要施設
湖南・中部湖岸地区 1,558ha 近江八幡市 草津市 守山市 中主町(現 野洲市)	湖岸沿に水泳場、緑地、田園風景等優れた環境を有し、民間リゾートホテルやスポーツ施設等の集積があり、しかも交通アクセスの便利な地域 優れた湖岸環境を活かし、親水性をベースとした水と光のレイクサイドリゾート地としての形成を図る 主要施設：博物館、水生植物園、複合ウォーターフロント、リゾートマンション、鮎の郷、マリナ、ゴルフ場、農業文化公園 ほか
湖北湖岸地区 996ha 長浜市 湖北町 びわ町(現 長浜市)	社寺、城跡、古戦場等の歴史遺産や、様々な日常生活の習慣、行事が多く残されており、冬には水鳥が飛来する季節感の豊かな地域 自然や歴史・文化に富む湖北地方の拠点として、自然と歴史のふれあいリゾート地としての形成を図る 主要施設：屋根つきグラウンド、北国街道再整備、交流プラザ、リゾートマンション、マリナ、ゴルフ場、オートキャンプ場、広場、園地 ほか
湖西北部地区 2,779ha マキノ町(現 高島市) 今津町(現 高島市)	奥琵琶湖の景観や野坂山地の自然など優れた環境にあって、水泳、キャンプ、スキー、体験学習等、野外活動の場として広く利用されている地域 都市住民に「ふるさとの実感」や「ノスタルジア」を喚起させる体験リゾート地としての形成を図る 主要施設：遊歩道、スキー場、森林浴施設、ファーマーズビレッジ、ゴルフ場、ホテル、産業文化公園、なぎさパーク ほか
湖西南部地区 1,192ha 志賀町(現 大津市)	山麓が湖岸に迫り、白砂青松の湖畔など恵まれたロケーションを有し、水泳、ヨットとともに近くの山でスキーや登山が楽しまっている地域 保養地としての蓄積等を生かし、様々な人や文化、情報に出会い交流できるコンベンションビレッジリゾート地としての形成を図る 主要施設：自然公園集団施設、げんき村、会議・研修を兼ねたリゾートホテル、観光船ターミナル、リゾートマンション、マリナ ほか
瀬田川南部地区 1,730ha 大津市	瀬田川の清流沿いに豊かな自然空間を有し、近くには石山寺等古い社寺が残されており、しかも、京阪神からの交通アクセスに恵まれた地域 多種多様なスポーツ・レクリエーションが楽しめる身近なアーバンリフレッシュリゾート地としての形成を図る 主要施設：各種スポーツ施設、ウォーターパーク、オートキャンプ場、NASAワールド、温泉保養施設、ゴルフ場 ほか
信楽高原地区 2,753ha 信楽町(現 甲賀市)	緑豊かな高原状の丘陵地と紫香楽宮跡等を有し、特に6古窯の一つである信楽焼のまちとして独特の風情を醸し出している地域 「信楽焼」を核に、コミュニティとヒューマニティを醸成する炎の里しがらき高原リゾート地としての形成を図る 主要施設：陶芸の森、休養展望施設、自然健康村、歴史公園、産業展示館、ヒューマングリーンパーク、リゾートホテル、貸別荘 ほか
希望が丘地区 3,181ha 野洲町(現 野洲市) 甲西町(現 湖南市)・ 竜王町	希望が丘文化公園や弥生の森歴史公園を中心とする丘陵地にあり、しかも地区内に名神高速道路のICを有する等、交通条件にめぐまれた地域 自然とのふれあいの中で豊かなリゾートライフが体験できるパークコミュニティリゾート地としての形成を図る 主要施設：近江富士花緑公園、子供国際交流館、加チャセンター、大規模遊園地、ショッピングモール、貸別荘、各種スポーツ施設、観光農園 ほか

(6) 構想の変更経過

これまでに 2 回の変更を実施しており、概要は以下のとおりである。

- ・ 平成 6 年 6 月、湖南・中部湖岸地区（守山市）の特定施設（ 1 か所）について事業主体を変更し、特定民間施設からその他特定施設に変更
- ・ 平成 1 2 年 1 2 月、湖南・中部湖岸地区（守山市）と湖北湖岸地区（長浜市）の特定施設各 1 か所について、土地利用の他用途への変更により構想より削除